

愛知県立熱田高校同窓会会則

第1条 本会は愛知県立熱田高等学校同窓会と称する。

第2条 本会は会員相互の親睦を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は次のことを行う。

- ① 名簿を維持管理する。
- ② 定期的に会誌を作成する。
- ③ ホームページを維持管理する。

第4条 本会は愛知県立熱田高等学校校内に置く。

- ① 必要に応じ事務処理を円滑に行うため、補助的に拠点を定めることができる。

第5条 本会は次の会員で組織する。

- ① 正会員 愛知県立熱田高等学校卒業生(全日制、定時制)。
- ② 準会員 愛知県立熱田高等学校在校生(全日制、定時制)。
- ③ 特別会員 同校の教職員及び旧職員。

第6条 本会に次の役員を置く。役員の任期は最大5年とする。再任も可能とする。

- ① 旧役員が会長(1名)を選出する。
- ② 会長は会計(1名)、監査(1名)を任命する。
- ③ 会長は同窓会運営に必要な執行役員を任命する。
- ④ 各執行役員は運営に必要な人材を幹事として任命できる。幹事は役員ではないので、役員会のメンバーでは無い。

第7条 本会は現校長に顧問になって頂けるようお願いする。

第8条 役員会は唯一の決議機関で、議長は会長が行う。決議が必要な場合は出席役員(監査役は含め無い)の過半数により決める。

第9条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。毎年度末に決算を行い、役員会の承認を得て、会員に公表する。

第10条 会費の徴収

- ① 準会員は入学と同時に入会金積立を本校で行う。
- ② 正会員となった時点で入会金として本校から同窓会に支払われる。
- ③ 特別会員からは会費をとらない。

第11条 会費

- ① 入会金として6,000円を会費として1回のみ徴収する。
- ② 会費とは別に任意に寄付金をお願いすることがある。

第12条 慶弔

- ① 原則同窓会としては、慶弔はしない。
- ② 慶弔が必要な場合はその都度会長の判断に任せる。

附記会則を現状に合わせ、SDGs、DXを目指し全面的に見直した。

この会則は、令和6年4月1日から施行する。